

小さな掛金、大きな補償

# スポーツ安全保険<sup>®</sup>

**対象となる事故**

団体・グループ活動中の事故/往復中の事故

**保険期間**

2019年4月1日午前0時から  
2020年3月31日午後12時まで



**加入区分・掛金・補償額**

加入対象者	補償対象となる団体・グループ活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院日額 (1日目から/ 180日限度)	通院日額 (1日目から/ 30日限度)		
子ども (中学生以下) ※特別支援学校 高等部の生徒 を含む	スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は 1人1億円)	180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動など)の補償額	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故 5億 500万円 (ただし、対人賠償は 1人1億500万円)	
					100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故 500万円
大人 (高校生以上)	スポーツ活動(指導・審判を含む) ※右記年齢の判断は、「2019年4月1日」と「掛金の支払い手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。 ※A2区分で対象となる活動も補償されます。	C 64歳以下	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は 1人1億円)  ⚠️ 自動車事故によつて賠償責任を負った場合は、補償の対象なりません。	180万円
		B 65歳以上	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体の送迎 ※スポーツ活動中の事故は補償の対象なりません。	A2 A2区分は65歳以上の方も加入できます。	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
全年齢	危険度の高いスポーツ(指導・審判を含む)	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

**公益財団法人 スポーツ安全協会 佐賀県支部** 〒849-0923 佐賀市日の出2丁目1-11  
佐賀県スポーツ会館内  
((公財)佐賀県体育協会内)

TEL **0952-30-7716** 電話受付時間 午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く。)



保険の詳しい内容、資料の請求は、  
ホームページをご覧ください。  
※インターネットからも加入受付をおこなっております。

スポーツ安全保険

この広告はスポーツ安全保険の概要についてご紹介したものです。ご加入の際には、必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明の点がございましたら(公財)スポーツ安全協会または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。

〈引受幹事保険会社〉  
東京海上日動火災保険株式会社  
担当課 公務第2部 文教公務室  
TEL 03-3515-4346 (平日9:00~17:00)

〈共同引受保険会社(2019年4月予定)〉  
あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン日本興亜  
大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG損保

2018年12月作成 18-T07915